

第17期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号
中之島センタービル内
NCB会館 2階「淀の間」

電子提供制度について

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の一部を当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には招集ご通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせを含みます）をお届けしております。本制度による、株主様への総会資料の早期提供、ペーパーレス化の推進による環境負荷の低減などの観点から、株主総会資料の電子提供制度にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬にかかる報酬決定の件

ステラファーマは設立当初から ホウ素薬剤の研究開発に取り組んでいる 製薬会社です

代表取締役社長 上原 幸樹



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

第17期定時株主総会を2024年6月25日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、『ひとりのかけがえのない命のために、ステラファーマは世界の医療に新たな光を照らします。』との企業理念のもとBNCTの普及拡大に引き続き取り組んで参りました。

2024年3月期の国内BNCTの症例数については、各種学会や当社が主催するWebセミナーを積極的に開催し、医療関係者におけるBNCTの認知度が向上したことで症例数が増加し、売上高は伸長しております。

また、国内事業では再発高悪性度髄膜腫患者を対象とした国内第Ⅱ相医師主導治験の主要評価に関する観察期間が完了し、申請に向けデータ解析等を進めるほか、世界初となる難治性脳腫瘍（初発膠芽腫）に対する加速器を使った次世代治療BNCTの医師主導治験が開始されました。

血管肉腫を対象とした第Ⅱ相臨床試験の開始から活動しておりました、同疾患に対する希少疾病用医

薬品の指定については、無事に指定を受けることができました。

海外事業では、2025年度より治療が開始する中国・海南島医療特区への薬剤供給に向け着実に準備を進めております。

「がんと闘う人々にとって新たな光となるツール」を世界中に広めるため、私たちはチャレンジし続けるとともに、医療現場から必要とされ、安心して使っていただける医薬品を安定供給することで、信頼していただける企業となることを目指してまいります。

BNCT用ホウ素医薬品の開発において、先駆者としての役割を担うこととなった当社には、相応の社会的責任が課せられていると認識しています。

当社は今後も、医療への貢献を通して、継続的な事業実施を可能とする会社に成長していきます。そして、健全な経営体制の下でBNCT及び当社の知名度と社会的な信用度の向上につなげていきたいと考えています。

株主の皆様におかれましては今後とも変わらぬご支援を賜りたくお願い申し上げます。

証券コード 4888
2024年6月7日

株 主 各 位

大阪市中心区高麗橋三丁目2番7号
ステラファーマ株式会社
代表取締役社長 上 原 幸 樹

第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://stella-pharma.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4888/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- 記
1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号中之島センタービル内
NCB会館 2階「淀の間」
3. 目的事項
報告事項 第17期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬にかかる報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりませんので、前頁記載の各ウェブサイトをご参照ください。

## 事業報告

「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他会社の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」

## 計算書類

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を前頁記載の各ウェブサイトに掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、前頁記載の当社ウェブサイトに掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に  
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

開催日時

2024年6月25日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を  
行使される場合

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）  
午後5時入力完了分まで



## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

|                                                                                   |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>議決権行使書</b></p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇</p> <p>株主総会日</p> <p>_____</p> <p>××××年××月××日</p> | <p>御中</p> <p>議決権の数</p> <p>_____</p> <p>XX 股</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 40px;"></td> <td style="width: 33%; height: 40px;"></td> <td style="width: 33%; height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> |  |  |  |  |  |  |  |  |  | <p>※下記現在のご所有株式数</p> <p>議決権の数</p> <p>_____</p> <p>XX 株</p> <p>XX 股</p> <p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
|                                                                                   |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                           |
|                                                                                   |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                           |
|                                                                                   |                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                                                                                                                                           |

**ログイン用QRコード**

ログインID

XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

**見本**

パスワード

XXXXXX

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

—こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合      ≫   **「賛」**   の欄に○印
- 反対する場合   ≫   **「否」**   の欄に○印

### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合      >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合      >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合      >> 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

- 5 -



## 株主総会参考書類

### 第1号議案

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、下記のとおり、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、当該繰越欠損額と同額の資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、本議案は、当社の純資産額の変動はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

568,027,262円

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月2日（予定）

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

195,722,284円

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2024年8月2日（予定）

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

### 3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 763,749,546円

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 763,749,546円

#### (3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2024年8月2日（予定）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるようにするため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数の下限を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                           | 変 更 案                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第4章 取締役および取締役会<br>（取締役の員数）<br>第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は <u>4名以上</u> 10名以内とする。 | 第4章 取締役および取締役会<br>（取締役の員数）<br>第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 |
| 2 （条文省略）                                                                          | 2 （現行通り）                                                             |



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案につきまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | <div>再任</div> <div>上原幸樹<br/>(1977年6月11日)</div>                                                                                                                                      | 2003年4月 ステラケミファ株式会社入社<br>2007年8月 当社入社 研究開発部長<br>2012年4月 当社取締役研究開発部長<br>2012年11月 当社取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2015年2月 当社常務取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2019年6月 当社常務取締役開発本部長<br>2020年6月 当社代表取締役社長（現任） | 7,000株         |
|       | <b>【選任理由】</b><br>上原幸樹氏を取締役候補者とした理由は、創業当初からの開発責任者として、BNCTホウ素薬剤の開発を行いました。非臨床試験の段階から薬事承認に至るまで全体の管理・統括を行っており、その専門知識と経験を活かして、当社の代表取締役社長として、当社の事業発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | <div>再任</div> <div> <div>やぶ かず みつ</div> <div>藪 和 光</div> <div>(1959年1月20日)</div> </div>                                                                                                           | 1981年4月 橋本化成工業株式会社（現 ステラケミ<br>ファ株式会社）入社<br>2003年6月 同社取締役営業部長<br>2007年9月 同社取締役常務執行役員営業部長<br>2008年5月 同社取締役常務執行役員営業本部長<br>2010年4月 同社取締役常務執行役員営業統括<br>2013年10月 同社取締役専務執行役員営業統括<br>2015年4月 当社代表取締役会長<br>2020年6月 当社取締役営業担当（現任） | 5,000株            |
|            | <b>【選任理由】</b><br>藪和光氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり無機化学メーカーの経営全般、国内外の営業部門の責任者として、経営に携わっており、また、豊富なマネジメントの経験を有しています。当社取締役就任後も、その経験を活かして、経営全般、事業の推進、発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                   |                                                                                                                                                                                                                          |                   |
| 3          | <div>再任</div> <div> <div>はやし とし みつ</div> <div>林 利 充</div> <div>(1981年1月20日)</div> </div>                                                                                                          | 2006年4月 株式会社新日本科学入社<br>2011年3月 当社入社<br>2014年6月 当社臨床開発部長<br>2017年6月 当社臨床推進部長<br>2018年2月 当社薬事部長<br>2020年6月 当社執行役員薬事部長<br>2022年6月 当社取締役薬事部長<br>2022年9月 当社取締役薬事部長兼臨床開発部長（現任）                                                 | 2,000株            |
|            | <b>【選任理由】</b><br>林利充氏を取締役候補者とした理由は、臨床開発、薬事部門において豊富な経験・実績を有し、当社事業の発展、研究開発体制の強化に取り組んでまいりました。また、当社製品の上市に尽力するなど当社の成長に大きく貢献しております。当社の臨床開発、薬事分野を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                          |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                           | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 4          | <div>再任</div> <div>城 戸 崇 裕<br/>(1973年 4月12日)</div>                                                                                                                                                                                                         | 1997年 4 月 三井物産株式会社入社<br>2016年 4 月 同社ビジネス推進部海外ビジネス推進室<br>次長<br>2017年 7 月 三井物産(中国)有限公司戦略企画部総監<br>2018年10月 当社入社 執行役員経営企画部長<br>2022年 6 月 当社取締役経営企画部長（現任） | 900株                   |
|            | <div>【選任理由】</div> <div>城戸崇裕氏を取締役候補者とした理由は、広範囲な事業領域を有する総合商社において、金属関連及び海外ビジネス事業に従事し、海外子会社において要職を歴任するなど、経営全般、グローバルな事業運営に関する知見を有しており、当社においても海外市場への進出に向けた関係各社とのパイプを構築するなど貢献しております。経営全般、グローバルな事業運営を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</div> |                                                                                                                                                      |                        |

1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。  
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                     | ふ<br>氏<br>り<br>が<br>な<br>名<br>(生年月日)                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                              | <div>再任 社外 独立役員</div> <div>おおにしまさや<br/>大 西 雅 也<br/>(1974年5月14日)</div> | 1997年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所<br>2006年8月 大西雅也公認会計士・税理士事務所を開所<br>2016年3月 当社監査役<br>2018年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）<br>2022年4月 税理士法人大西中野事務所設立<br>所長（現任） | —                      |
|                                                                                                                                                                                                                |                                                                       | （重要な兼職の状況）<br>税理士法人大西中野事務所所長                                                                                                                               |                        |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】<br>大西雅也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし、特に、税務、会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                       |                                                                                                                                                            |                        |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 略 歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                       | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 2          | <div>再任 社外 独立役員</div> <div>辻 井 康 平<br/>(1978年8月3日)</div>                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2005年10月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所<br>2014年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー<br>(現任)<br>2018年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー           | —                      |
|            | <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>辻井康平氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等いただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                                                                                                                                             |                        |
| 3          | <div>新任 社外 独立役員</div> <div>福 地 叔 之<br/>(1975年6月4日)</div>                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2003年10月 東京北斗監査法人（現 仰星監査法人）<br>大阪事務所入所<br>2006年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所<br>2018年9月 ふくち会計税務事務所所長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>ふくち会計税務事務所所長 | —                      |
|            | <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>福地叔之氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし、特に、税務、会計面の点から取締役の職務執行に対する適切な助言等いただくことを期待できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。                 |                                                                                                                                             |                        |

- (注) 1. 辻井康平氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、独立性に影響を及ぼすものではありません。
- その他各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は大西雅也氏及び辻井康平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
- また、福地叔之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は大西雅也氏及び辻井康平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、大西雅也氏及び辻井康平氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、福地叔之氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 大西雅也氏、辻井康平氏及び福地叔之氏は、社外取締役候補者であります。
5. 大西雅也氏及び辻井康平氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、大西雅也氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 社外 独立役員<br><br>武井 祐生<br>(1983年5月20日)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 2010年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所<br>2018年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所<br>パートナー（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー | —              |
| 【選任理由及び期待される役割の概要】<br>武井祐生氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等を行っていただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                                                                                                       |                |

- (注) 1. 武井祐生氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏との独立性に影響を与えるものではありません。
2. 武井祐生氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 武井祐生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額いたします。
4. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。
5. 武井祐生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。



## 第6号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬にかかる報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2018年6月28日開催の当社第11期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分を含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬等と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化し、当社の対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期インセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對する事後交付型業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を以下のとおり導入し、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、本制度に基づく対象取締役に對する業績連動型譲渡制限付株式（下記1. に定義される。以下同じ。）に係る報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年100百万円以内として設定したいと存じます。

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する業績連動型譲渡制限付株式の総数は年100千株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。）といたします。また、本制度に基づき交付する業績連動型譲渡制限付株式及び支給する金銭報酬債権の具体的な分配は、役位、職務等に応じ、本議案でご承認いただく総数及び総額の範囲内において、当社取締役会で決定することといたします。なお、監査等委員会から、本制度導入の目的に鑑み、本議案について異議がないことの意見表明を受けております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬決定方針につき、本議案末尾に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の報酬決定方針に沿うものであり、また、下記3.（1）のとおり、対象取締役に割り当てられる業績連動型譲渡制限付株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希薄化率も軽微であることから、その内容は相当なものであると判断しております。

現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）であり、第3号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

## 【本制度の概要】

## 1. 本制度の主な内容

|                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| 対象者（対象取締役）      | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） |
| 支給する金銭報酬債権額（上限） | 年100百万円                     |
| 割り当てる株式の種類      | 当社普通株式                      |
| 割り当てる株式の総数（上限）  | 年100千株                      |

本制度は、当社取締役会において定める一定期間を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象取締役に対し、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標の達成度合いに応じて算定される数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を交付するための金銭報酬債権を上記の年額の範囲内で支給し、各対象取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の交付を受ける制度です。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額及び交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）は確定していません。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記2.に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を当社との間で締結していることを条件として支給するものとします。

## （ご参考）当初の対象期間及び業績等の数値目標

|          |                                                                                                                            |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象期間     | 2024年6月25日から2027年5月31日までの約3年間                                                                                              |
| 業績等の数値目標 | 当社普通株式の成長率<br>東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値をもって判断し、対象期間中のいずれかの日において対象期間の期首の株価 <sup>*</sup> から成長率300%以上を達成すれば当該数値目標を達成したものとします。 |

※対象期間の期首（同日に東京証券取引所で取引が成立していない場合はその直近取引日）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値

## 2. 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の概要

### (1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中に、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

## 3. 本制度における報酬等の内容

### (1) 交付株式数及び金銭報酬債権の額の算定方法

交付株式数の算定に際し使用する業績等の数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標は当社取締役会において決定いたします。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数を算定いたします（ただし、100株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする。）。

各対象取締役に対して以下の計算式に基づき算定される交付株式数の業績連動型譲渡制限付株式の割当てを行うことにより、上記1.の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数及び金銭報酬債権の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものいたします。

## ①交付株式数の算定方法

対象取締役の役位別基準株式数※1×支給割合※2

## ②各対象取締役に支給する金銭報酬債権の額

交付株式数×1株当たりの業績連動型譲渡制限付株式の価格※3

※1 各対象取締役の役位、職務等に応じ、当社取締役会において決定いたします。

※2 各対象期間の各数値目標等の達成率に応じ、0～100%の範囲で当社取締役会において決定いたします。

当初の対象期間における業績等の数値目標及び支給割合は以下の内容とする予定であります。

| 当社普通株式の成長率     | 支給割合 |
|----------------|------|
| 目標値（300%）未満の場合 | 0%   |
| 目標値（300%）以上の場合 | 100% |

※3 発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

## (2) 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものといたします。

なお、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行われるものといたします。

①対象期間終了後かつ業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、対象取締役が継続して当社の取締役その他当社取締役会が定める地位にあったこと

②当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと

③当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記①にかかわらず、対象期間の終了後、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により、当社の取締役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合（死亡により退任又は退職した場合を含む。）には、年100千株及び年100百万円の範囲内で、当社取締役会が合理的に定める時期に、合理的に調整を行った数の当社普通株式の交付及び当該交付のための金銭報酬債権の支給を行うことができるものといたします。

また、対象期間の終了後、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、年100百万円の範囲内で、当社取締役会において合理的に定める時期において、当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものいたします。

（ご参考）

当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の制度を導入する予定であります。

（役員報酬決定方針）

（１）基本方針

当社は、医薬品の研究開発及び製造販売を主たる事業としており、収益化までに長期間を要する事業特性をふまえ、当社の取締役の報酬は短期的な成果よりも、中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系が望ましい。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の２つで構成する。なお、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み固定の基本報酬（月例報酬）のみ支給する。

（２）基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

（３）業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、業績連動型譲渡制限付株式報酬とする。

当該株式報酬は事後交付型株式報酬とし、取締役会において定める一定期間を業績評価期間として、業績評価期間における取締役会が定める業績等の数値目標の達成度合いに応じて算定される数の当社株式を交付する。

（４）金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

（５）取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

以 上



# 事業報告

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における国内の医薬品業界は、新薬創出の難易度が高まる中、医療費を含む社会保障費の適正化政策の方針継続や薬価制度の改正の影響等により、厳しい事業環境の中で推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社は、将来のBNCTの業容拡大を見据え、国立大学法人筑波大学が計画している初発膠芽腫を対象とした第Ⅰ相医師主導治験に関する契約を締結したほか、当社と三菱ケミカル株式会社及び国立大学法人東京大学との間で、ポリビニルアルコールとボロノエニルアラニンから構成されるBNCT用製剤の実用化に向けた共同研究契約を締結いたしました。また、2024年2月には、BNCTの安全性と再発頭頸部癌に対する有効性に関する論文がCancersの電子版（論文題目「Safety of Boron Neutron Capture Therapy with Borofalan(<sup>10</sup>B) and Its Efficacy on Recurrent Head and Neck Cancer: Real-World Outcomes from Nationwide Post-Marketing Surveillance」）に掲載されました。BNCTの有効性について解析対象となった頭頸部癌患者155例のうち、頭頸部扁平上皮癌137例の最良奏効率は72.3%で、うち63例(46.0%)で完全奏効(CR)が認められました。また頭頸部非扁平上皮癌17例の最良奏効率は64.7%で、うち8例(47.1%)で完全奏効(CR)となりました。本論文掲載は頭頸部癌診療ガイドラインへの掲載に向けた大きな前進と考えております。

また、当社の開発パイプラインに関しては、2023年12月に「切除不能な皮膚血管肉腫」を対象として、希少疾病医薬品の指定を受けることができました。同指定を受けることにより、製造販売承認に向けた手続きにおける優先的な審査や国からの研究費の助成を受けることができるなどの優遇措置が付与されることとなります。また、医師主導治験として開発を進めております「再発高悪性度髄膜腫」については、2024年2月に第Ⅱ相臨床試験の主要評価に関する観察期間が完了いたしました。今後は、本試験のデータ解析等の結果について慎重に評価を行った上で、製造販売承認に向けて最善を尽くしてまいります。



さらに、当社の海外事業に関しては、アジア市場への取り組みの一つとして、2025年から治療開始を予定している中華人民共和国における海南島医療特区への薬剤供給に向けて、現地当局や物流企業とともに輸出入手続きや当社における輸出取引開始に向けた社内組織の整備などを進めております。一方、欧米市場への取り組みに関しては、現地パートナー企業候補との協議を重ねておりますが、薬剤提供体制の構築に係る資金支出は、その投資効果が最大化される時期に調整を行い、引き続き医薬品受託製造会社やコンサルティング会社との協議を進めております。

BNCTの認知度向上に向けた取り組みに関しては、ライフサイエンス分野の最先端情報を提供するビジネス誌であるLife Sciences Reviewにおいて、BNCTの実用化を達成したこれまでの取り組みが評価され、当社が同誌のTop 10 Therapeutics Companies in APAC 2023 に選出されるとともに、医薬品の製造・開発に関する専門誌であるPHARM TECH JAPANにおける連載企画に寄稿を行いました。また2024年3月には、国際的な総合科学雑誌Nature（2024年3月21日号 Volume627 Issue 8004）の特集「RADIOLOGY IN JAPAN」に当社の記事広告 Japan pioneers a new cancer radiation treatment が掲載されました。これは当社代表取締役社長を含む3名のインタビューをもとに作成されております。本掲載では、BNCTの原理や特徴、日本で行われているBNCTの治療実施状況の解説に加え、BNCTの適応拡大に向けた取り組み状況に言及しており、この情報発信により国内外にある影響力のある研究者や医療機関、グローバル製薬企業に対するBNCTの認知度がさらに高まることが期待されます。さらに、在日フランス大使館において、当社のBNCTに関心を示すフランスのリヨンベラルールがんセンター（Centre Léon Bérard）の研究所長と面談を行い、BNCTに関する認知度の向上に向けた取り組みを推進いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は269,491千円（前年同期比17.6%増）、営業損失は760,300千円（前事業年度は営業損失806,775千円）、経常損失は760,208千円（前事業年度は経常損失775,974千円）、当期純損失は763,749千円（前事業年度は当期純損失778,824千円）となりました。

## ②設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、研究開発機能の充実・強化などを目的として継続的に実施しております。当事業年度の設備投資の総額は5,492千円であり、これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

### ③資金調達の状況

当社は、SMBC日興証券株式会社を割当先とした第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行により、当事業年度において新株予約権の一部が行使され、388,258千円を調達いたしました。

## (2)重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社との関係

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

### ④その他の関係会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金    | 当社への議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------|----------|-----------|---------------|
| ステラケミファ株式会社 | 4,829百万円 | 36.67%    | 高純度薬品の製造販売    |

### (3)対処すべき課題

当社が属する製薬業界は、国内の市場規模は横ばいで推移しつつも、がん患者数はなだらかな増加傾向を示しております。高齢化社会を迎えている日本では、医療費の増加とともに今後も一定の市場規模を維持していくことが予測されます。

また、海外では当社が属するがん治療の分野においては、新薬承認及びオーファンドラッグ（希少疾病医薬品）の増加等により米国を始めとした主要な市場での伸長が予測されております。

がん治療の分野においては、新薬の研究開発が盛んに行われており、潜在的な競合相手に先行するためには、開発から承認に至るまで開発計画を迅速に進める必要があります。

このような経営環境の下、当社が対処すべき主な課題は次のとおりであります。

#### ①適応疾患の拡大

当社は、2020年3月に、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌を効能・効果として、ステボロニン<sup>®</sup>の製造販売承認を取得するに至りました。現在、頭頸部癌以外の疾患では、再発高悪性度髄膜腫（医師主導治験により実施）、血管肉腫を対象に臨床試験を実施しており、悪性黒色腫の開発は第Ⅰ相臨床試験で対象とした疾患から適応を広げることも含めて、今後検討していく予定です。再発高悪性度髄膜腫、悪性黒色腫及び血管肉腫も国内では同様に希少がんとしております。その中で、厚生労働省より、2023年12月に切除不能な皮膚血管肉腫を予定される効能・効果として希少疾病医薬品の指定を受けました。また、既に国内第Ⅱ相臨床試験を完了している再発悪性神経膠腫に対しては、その結果を用いて承認申請を行う当初方針を変更し、初発悪性神経膠腫への適応拡大も視野に入れ、再検討することとしており、2024年1月には国立大学法人筑波大学が実施する初発膠芽腫を対象とした第Ⅰ相医師主導治験が開始され、当社は当該治験の実施に協力しております。

治験の実施においては、開発体制の強化と開発資金の獲得を遅滞なく進め、スケジュール管理の徹底によって開発計画を着実に実施し、早期承認を得ることを目指してまいります。

#### ②海外展開の推進

日本で承認を得た疾患を対象に、米国や欧州、アジアを中心とした海外市場への展開を計画しております。海外展開において、早期の上市を目指すには、地域ごとに異なる医薬品の製造販売承認に係るレギュレーションを熟知しているパートナー企業との提携が必要不可欠であると考えられます。当社は、海外展開において信頼できるパートナー企業をいち早く選定し、関係構築及び連携を推進してまいります。

海外第1号案件である海南島プロジェクトは、医薬品の品質を確保した輸送体制を確立するとともに、現地パートナー企業と協力して必要な許認可を遅滞なく取得し、BNCTセンター稼働後すみやかに治療が行える準備を進めてまいります。

### ③新規パイプラインの拡充

医薬品事業においては、開発パイプラインの充実度が将来の利益貢献に大きく影響することから、新規パイプラインの拡充が重要となります。この点、当社は、BNCTの新規パイプラインとして胸部にある複数の癌腫を対象とした胸部悪性腫瘍の開発にも着手し、臨床試験の実施に向けて当局との相談を含め、世界初となるバスケット型のBNCT治験の準備を進めております。また、BNCTに関連する新規パイプラインの拡張策として、「 $^{18}\text{F}$ -FBPA-PET」の開発にも取り組んでおります。 $^{18}\text{F}$ -FBPA-PETによる体内でのボロファラン ( $^{10}\text{B}$ ) 分布の可視化は、BNCTへの適応の検討を容易にするなどのBNCTとのシナジー効果が期待されることから、世界初となるBNCTの胸部悪性腫瘍に対する治験に組み込む計画を進めております。

当社は、限りある経営資源を有効に活用し、長期的な成長戦略に基づいた新規パイプラインの拡充を実施してまいります。

### ④財務体質の強化

当社のビジネスモデル上、開発パイプラインが上市され収益化する前に多額の研究開発費用が先行して発生することから、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスとなる可能性があります。そのため、早期の黒字化とともに財務体質の強化が課題であると認識しております。

引き続き研究開発活動の適切なコントロールに加え、金融機関からの資金調達や新株発行等により、更なる財務体質の強化に努める方針であります。

### ⑤優秀な人材の獲得及び育成

当社は、小規模の組織で事業運営を行っておりますが、今後のグローバル展開のためには、製薬業界に通じた経験や知見等を有する優秀な人材を採用し、営業体制、開発体制及び管理体制を整備していくことが重要であると認識しております。また、採用活動を進めるとともに、教育訓練も重視して取り組み、企業と従業員がともに成長していくことができる体制の構築に取り組んでまいります。

### ⑥安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者のもとに高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つであります。当社は、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、需要予測の精査及び適正在庫の確保を通じて、安定供給の維持・向上を図っておりますが、棚卸資産のうち、特に原材料は代替品の調達が困難となっていることから、災害時においても安定供給を維持できるように、原材料のセカンドソース化や相当期間分の販売に対応できる在庫数量の確保に取り組んでまいります。

## 2. 会社役員 の 状況

### (1)取締役の状況（2024年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況       |
|---------------|---------|--------------------|
| 代 表 取 締 役 会 長 | 浅 野 智 之 |                    |
| 代 表 取 締 役 社 長 | 上 原 幸 樹 |                    |
| 取 締 役         | 藪 和 光   | 営業担当               |
| 取 締 役         | 林 利 充   | 薬事部長兼臨床開発部長        |
| 取 締 役         | 城 戸 崇 裕 | 経営企画部長             |
| 取締役（常勤監査等委員）  | 永 田 清   |                    |
| 取締役（監査等委員）    | 大 西 雅 也 | 税理士法人大西中野事務所所長     |
| 取締役（監査等委員）    | 辻 井 康 平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー |

- (注) 1.取締役（監査等委員）大西雅也氏及び取締役（監査等委員）辻井康平氏は、社外取締役であります。
- 2.当社の監査等委員会の体制は次のとおりです。  
委員長 永田清氏、委員 大西雅也氏、委員 辻井康平氏
- 3.取締役（監査等委員）永田清氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するためであります。
- 4.取締役（監査等委員）大西雅也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.取締役（監査等委員）辻井康平氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.当社は、取締役（監査等委員）の大西雅也氏及び辻井康平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大西雅也氏及び社外取締役辻井康平氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラメント等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約をC h u b b損害保険株式会社と締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。

なお、保険金支払限度額は5億2,500万円であり、当該保険に係る保険料は取締役会の承認の上、全額会社負担としております。

### (4)取締役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬決定方針は次のとおりです。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、2018年6月28日開催の定時株主総会の決議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員を除く各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。

一任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬につき個々の職責、能力並びに会社の業績及び他社の水準を考慮して決定し、評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定方針については、所定の手続きを経て決定されており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (イ) 基本方針

当社は、医薬品の研究開発及び製造販売を主たる事業としており、収益化までに長期間を要する事業特性をふまえ、当社の取締役の報酬は短期的な成果よりも、中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系が望ましいと考えております。一方で、当社は、医薬品の製造販売を開始したところであり、事業基盤が安定的に確立されるまで、業績指標と連動する報酬体系を導入することは困難であることから、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。



(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社では現在、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等を導入しておらず、該当事項はありません。

(二) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社では現在、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等を導入しておらず、基本報酬のみの支給としております。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、当社の経営状態及び各取締役の職務執行状況を適切に把握した者が行うべきと考えていることから、代表取締役社長の上原幸樹がその具体的内容についての受任者とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長の上原幸樹によって適切に行使されるよう、監査等委員である社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長の上原幸樹は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                     | 報 酬 等 の 総 額           | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額   |         |        | 対象となる<br>役員の員数 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|---------|--------|----------------|
|                         |                       | 基 本 報 酬               | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |                |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)       | 59,864千円              | 59,864千円              | －千円     | －千円    | 5名             |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 16,200千円<br>(6,000千円) | 16,200千円<br>(6,000千円) | －千円     | －千円    | 3名<br>(2名)     |
| 合 計                     | 76,064千円              | 76,064千円              | －千円     | －千円    | 8名             |

(注) 当社は、2018年6月28日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額を年額300,000千円以内、監査等委員の報酬限度額は50,000千円以内とそれぞれ決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名(うち社外取締役1名)であり、取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役2名)であります。

## (5)社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位            | 氏 名     | 兼 職 す る 法 人 等 | 兼 職 の 内 容 |
|----------------|---------|---------------|-----------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 大 西 雅 也 | 税理士法人大西中野事務所  | 所長        |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻 井 康 平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所 | パートナー     |

(注) 1. 当社と税理士法人大西中野事務所との間に特別な関係はありません。  
2. 当社と弁護士法人御堂筋法律事務所の間には顧問契約等の取引がございますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

②当事業年度における主な活動状況

| 区 分            | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                                             |
|----------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 大 西 雅 也 | <p>大西雅也氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、特に税務・会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。</p> <p>引き続き当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。</p>       |
| 取締役<br>(監査等委員) | 辻 井 康 平 | <p>辻井康平氏は、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>同氏は、弁護士としての専門的見地から、特に経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化に向けた必要な発言を適宜行っております。</p> <p>引き続き当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。</p> |

招集  
通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 3,629,291 | 流 動 負 債         | 455,599   |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,052,704 | 買 掛 金           | 75,690    |
| 売 掛 金             | 76,227    | 1年内返済予定の長期借入金   | 160,008   |
| 有 価 証 券           | 300,943   | 未 払 金           | 202,340   |
| 製 品               | 100,577   | 未 払 費 用         | 4,428     |
| 仕 掛 品             | 1,012,691 | 未 払 法 人 税 等     | 9,980     |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品   | 2,988     | 預 り 金           | 2,786     |
| 前 払 費 用           | 40,633    | 賞 与 引 当 金       | 365       |
| そ の 他             | 42,525    |                 |           |
| 固 定 資 産           | 191,330   | 固 定 負 債         | 988,010   |
| 有 形 固 定 資 産       | 81,527    | 長 期 借 入 金       | 773,292   |
| 建 物               | 5,705     | 長 期 未 払 金       | 161,109   |
| 機 械 及 び 装 置       | 67,863    | 退 職 給 付 引 当 金   | 53,609    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 7,958     |                 |           |
| 無 形 固 定 資 産       | 52,548    | 負 債 合 計         | 1,443,610 |
| 特 許 権             | 47,780    | (純 資 産 の 部)     |           |
| 商 標 権             | 487       | 株 主 資 本         | 2,370,053 |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 4,280     | 資 本 金           | 2,938,110 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 57,255    | 資 本 剰 余 金       | 195,722   |
| 長 期 前 払 費 用       | 38,532    | 資 本 準 備 金       | 195,722   |
| そ の 他             | 18,722    | 利 益 剰 余 金       | △763,749  |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △763,749  |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △763,749  |
|                   |           | 自 己 株 式         | △30       |
|                   |           | 新 株 予 約 権       | 6,959     |
|                   |           |                 |           |
| 資 産 合 計           | 3,820,622 | 純 資 産 合 計       | 2,377,012 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 3,820,622 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 269,491 |
| 売上原価         | 52,193  |
| 売上総利益        | 217,298 |
| 販売費及び一般管理費   | 977,598 |
| 営業損失         | 760,300 |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 11      |
| 有価証券利息       | 1,428   |
| 受取手数料        | 2,600   |
| その他          | 584     |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 2,084   |
| 株式交付費        | 2,448   |
| 経常損失         | 760,208 |
| 特別損失         |         |
| 固定資産除却損      | 768     |
| 税引前当期純損失     | 760,976 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,772   |
| 当期純損失        | 763,749 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

ステラファーマ株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 小林 雅史

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 福竹 徹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ステラファーマ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に準拠して、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

ステラファーマ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 永田 清 

監査等委員 大西雅也 

監査等委員 辻井康平 

(注) 監査等委員大西雅也及び辻井康平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

# トピックス

## TOPIC 1

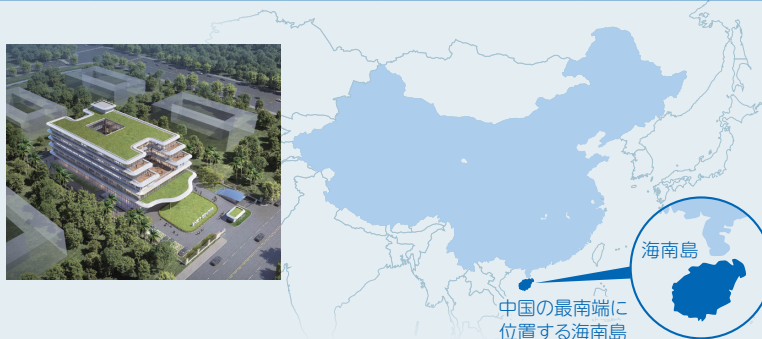
### 開発パイプラインの進捗状況

| 事業分野                         | 対象疾患の詳細                   | 基礎                                         | 前臨床 | 第Ⅰ相臨床試験 | 第Ⅱ相臨床試験 | 第Ⅲ相臨床試験                                                          | 承認申請 | 販売承認 | 販売 |
|------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------|-----|---------|---------|------------------------------------------------------------------|------|------|----|
| 【BNCT】<br>ステボロニン®<br>SPM-011 | 切除不能な再発頭頸部癌<br>及び局所進行頭頸部癌 | 2020年5月 販売開始                               |     |         |         |                                                                  |      |      |    |
|                              | 再発悪性神経膠腫                  | 第Ⅱ相臨床試験（2016年2月～2019年6月）<br>※初発への展開も視野に検討中 |     |         |         |                                                                  |      |      |    |
|                              | 再発高悪性度髄膜腫                 | 第Ⅱ相臨床試験 実施中<br>※2024年2月 主要評価に関する観察終了       |     |         |         | ※無増悪生存期間を主要評価項目とした被験者<br>観察は終了、データ評価、解析が行われる予定                   |      |      |    |
|                              | 血管肉腫                      | 第Ⅱ相臨床試験 実施中                                |     |         |         |                                                                  |      |      |    |
|                              | 悪性黒色腫                     | 第Ⅰ相臨床試験 終了                                 |     |         |         | ※第Ⅰ相臨床試験は血管肉腫と合わせて実施<br>現在、局所に限局した悪性黒色腫から<br>適応を広げることも含めて開発計画を検討 |      |      |    |
|                              | 初発膠芽腫                     | 第Ⅰ相臨床試験 実施中                                |     |         |         |                                                                  |      |      |    |
|                              | 胸部悪性腫瘍                    | 臨床試験実施<br>計画中                              |     |         |         | ※PMDA相談中<br>2024年6月までに治験計画届提出予定                                  |      |      |    |

## TOPIC 2

### 海外事業の展開状況

中華人民共和国海南島医療特区を活用し、BNCTのアジア展開を進めています。2025年度より日本で承認を取得したBNCT用薬剤を供給してまいります。



## TOPIC 3



### Life Sciences Review誌の

### Top 10 Therapeutics Companies in APAC 2023」に選出

BNCTの実用化を達成したこれまでの取り組みが評価され、ライフサイエンス分野の最先端の情報を提供するビジネス誌である「Life Sciences Review誌」の「Top 10 Therapeutics Companies in APAC 2023」に、当社が選出されました。当社は引き続き、BNCTの普及・拡大に向けて取り組んでまいります。

株主総会会場  
ご案内図

大阪市北区中之島六丁目2番27号

## 中之島センタービル内 NCB会館 2階「淀の間」



### 交通のご案内

|                              |                              |                          |                               |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------------|
| 京阪中之島線「中之島駅」<br>2番出口 より徒歩約4分 | JR東西線「新福島駅」<br>3番出口 より徒歩約10分 | JR大阪環状線「福島駅」<br>より徒歩約16分 | 地下鉄千日前線「阿波座駅」<br>9番出口 より徒歩約8分 |
|------------------------------|------------------------------|--------------------------|-------------------------------|

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

